

ID: 3089

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	同一樹種の植栽命令(択伐及び間伐に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	森林法 第38条第4項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第38条第4項の規定による。 (監督処分) 第38条 4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日